

2015年1月14日

国際会計基準審議会御中

**公開草案「子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定」に対するコメント**

1. 我々は、国際会計基準審議会（IASB）による子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資についての会計単位、及びそれらの投資に活発な市場における相場価格がある場合の公正価値測定並びに資金生成単位が活発な市場における相場価格のある企業に対応している場合の処分コスト控除後の公正価値に基づく回収可能額の測定の明確化に関する取組みに敬意を表するとともに、公開草案「子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定」（以下「本 ED」という。）に対してコメントを提供する機会を得たことを歓迎する。

**全般的なコメント**

2. 我々は、本 ED に関連した IASB による次の結論及び提案を支持する。
  - 子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資についての会計単位は投資の全体であるべきという結論（質問 1）
  - 相場価格のある子会社、共同支配企業及び関連会社の公正価値測定は、相場価格（P）に当該投資を構成する金融商品の数量（Q）を乗じた積（調整は行わない）によるべきことを明確化するための修正提案（質問 2 及び質問 3）
  - 金融資産及び金融負債のグループから生じる、企業の市場リスクに関する純額のエクスポージャーの公正価値を対応するレベル 1 のインプットに従って測定すべき旨を明確化することを目的とする IFRS 第 13 号「公正価値測定」に関する提案された設例（質問 4）
3. しかし、我々は、そもそも個別財務諸表における子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資について FV-PL で測定すべきであるとは考えていない。むしろ、我々はそのような投資は相場価格の有無にかかわらず取得原価を基礎に測定すべきと考えている。
4. これは、我々は、企業が子会社、共同支配企業及び関連会社に投資する際には、通常、投資先が行う通常の事業活動からキャッシュ・フローを生成することを目的として、それらに対する投資を行うと考えているためである。我々は、このように市場における売却を目的として保有していない投資については、財務業績を報告する

観点から公正価値（市場価値）により測定を行うことは目的適合的ではないと考えており、個別財務諸表におけるそのような投資の測定に関しては、むしろ、取得原価を基礎にした測定がより目的適合的であると考えている。

### 個別質問へのコメント

#### **質問 1——子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資についての会計単位**

IASB は、IFRS 第 10 号、IAS 第 27 号及び IAS 第 28 号の範囲に含まれる投資についての会計単位は、投資の全体であり、当該投資に含まれる個々の金融商品ではないと結論を下した (BC3 項から BC7 項参照)。

この結論に同意するか。反対の場合には、どのような代替案を提案するか。

5. 我々は、IASB の結論に同意する。子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資の会計単位を投資全体とする考え方は、当該投資の性質 (本 ED の BC6 項参照) と整合的であるためである。
6. ただし、本レターの第 4 項で記載した理由により、我々は、個別財務諸表において子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資を FV-PL で測定するべきではないと考えている。

#### **質問 2——子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資についてのレベル 1 のインプットと会計単位の相互関係**

IASB は、子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値測定は、相場価格 (P) に保有している金融商品の数量 (Q) を乗じた積、すなわち、 $P \times Q$  とすべきであり、調整は行わないことを明確にするために、IFRS 第 10 号、IFRS 第 12 号、IAS 第 27 号及び IAS 第 28 号の修正を提案している (BC8 項から BC14 項参照)。

この修正案に同意するか。反対の場合には、どのような代替案を提案するか。理由を説明されたい (財務諸表利用者に提供される情報の有用性に関するコメントを含む)。

7. 我々は、投資企業が相場価格のある子会社等に対する投資を行っている場合に、相場価格のある投資の公正価値測定は  $P \times Q$  (調整は行わない) によるべきことを明確化するための IFRS 第 10 号「連結財務諸表」及び IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」の修正案を支持する。我々は、次の理由から、本 ED において想定されている状況において、投資の測定手法が会計単位 (投資の全体) と整合的である必要はないと考えている。

- (1) 本 ED の修正案が IFRS 第 10 号において適用される場合、投資企業は投資先の子会社、共同支配企業又は関連会社それぞれについて出口戦略（これには市場における売却方法も含む）を有していることが想定されること
- (2) 投資企業が市場で保有する投資を取引する場合には、投資の全体ではなく、より小口の単位で売買を実施することが想定されること
- (3) 他の評価技法又はレベル1のインプットにプレミアム又はディスカウントが加味された価格を用いた公正価値測定を行う場合、会社内部のデータ及び仮定が多く利用されること。それらのインプットは主観性の程度が高いため、信頼性をもった測定を確保することが困難である場合が多いほか、評価技法を用いた測定は多大な作業負荷（これには評価専門家の利用を含む）を必要とするため、コストと便益のバランスを満たさないのではないかと考えられる。さらに、特に四半期財務報告の文脈において、財務報告の期限を順守することが困難となるのではないかという懸念がある。

8. なお、我々は、本レターの第 4 項に記載した理由により、子会社、共同支配企業及び関連会社への投資は、個別財務諸表において、相場価格の有無に関わらず取得価額を基礎とした価額で測定すべきと考えている。このため、我々は個別財務諸表において企業が当該投資について取得原価を基礎とした価額で測定することを要求するように IAS 第 27 号「個別財務諸表」を修正することを提案する。

### 質問 3—相場価格のある企業に対応する CGU の公正価値の測定

IASB は、相場価格のある CGU の公正価値測定を相場価格のある投資の公正価値測定に合わせることを提案している。相場価格のある企業に対応する CGU の処分コスト控除後の公正価値に基づいて測定する回収可能価額は、相場価格 (P) に保有している金融商品の数量 (Q) を乗じた積、すなわち、 $P \times Q$  (調整は行わない) とすべきであることを明確にするために、IAS 第 36 号を修正することを提案している (BC15 項から BC19 項参照)。処分コスト控除後の公正価値を算定するためには、処分コストをこの基礎で測定した公正価値の金額から控除する。

この修正案に同意するか。反対の場合には、どのような代替案を提案するか。

- 9. 我々は、企業が相場価格のある企業に対応する CGU の回収可能価額に関する処分コスト控除後の公正価値による測定をする場合の方法を明確化するために IAS 第 36 号「資産の減損」で提案されている修正案に同意する。
- 10. 相場価格のある CGU の回収価格に関する処分コスト控除後の公正価値は、会計単位が投資の全体であることと整合的に、他の評価技法又はレベル 1 のインプットに

レミアム又はディスカウントが加味された価格を用いて測定されるべきであるという議論はあり得る。しかし、我々は、そのような測定方法は正味の売却価額と使用価値のいずれか高い方を基礎として回収可能額を測定するとされた根拠と整合していないと考える。IAS 第 36 号の結論の根拠 (BCZ22 項) で説明されているように、資産の正味売却価額が使用価値よりも高い場合には、合理的な企業はその資産を処分するであろう旨が前提とされている。このため、本レターの第 7 項に記載した理由から、我々は P×Q を用いて測定する方法を適当と考える。

#### 質問 4—ポートフォリオ

IASB は、IFRS 第 13 号について 1 つの設例を含めることを提案している。市場リスクがほとんど同一で公正価値測定が公正価値ヒエラルキーのレベル 1 に区分される金融資産と金融負債のグループへの同基準の第 48 項の適用を例示するためである。この設例は、このような金融資産と金融負債のグループから生じる市場リスクに対する企業の正味エクスポージャーは、対応するレベル 1 の価格に従って測定することになると説明している。

提案した IFRS 第 13 号に関する追加の設例は、IFRS 第 13 号の第 48 項の適用を例示していると考えるか。反対の場合には、どのような代替案を提案するか。

11. 我々は、提案された IFRS 第 13 号における設例の追加に同意する。しかし、実務における適用の一貫性を促進するため、IASB が提案した設例の基礎となる原則について、適用指針、結論の根拠又はその双方において説明を行うことを提案する。

#### 質問 5—経過措置

IASB は、IFRS 第 10 号、IAS 第 27 号及び IAS 第 28 号の修正については、企業は、利益剰余金（又は、適切な場合には、資本の中の他の内訳項目）の期首残高を修正して、子会社、共同支配企業又は関連会社に対する相場価格のある投資の従前の帳簿価額と当該修正が適用される報告期間の期首現在の当該相場価格のある投資の帳簿価額との差額を会計処理することを提案している。IASB は、IFRS 第 12 号及び IAS 第 36 号の修正は将来に向かって適用することを提案している。

IASB は、移行についての開示要求 (BC32 項から BC33 項参照) も提案し、早期適用を認めることも提案している (BC35 項参照)。

提案している移行方法 (BC30 項から BC35 項参照) に同意するか。反対の場合、その理由は何か、また、どのような代替案を提案するか。

12. 仮に IASB が IFRS 第 10 号、IAS 第 27 号及び IAS 第 28 号への修正案を大きく変更

することなく最終化する場合、我々は、これに関連する経過措置について、早期適用を許容しつつ遡及的に適用することを要求すべきと考える。我々は本公開草案で提案された方法による公正価値測定の方法による変更（すなわち、公正価値を相場価格に商品の数量を乗じて公正価値を測定すること）の影響は、IFRS 第 13 号の適用において想定された状況とは異なり、通常、公正価値測定の変更と峻別できると考えている。

\* \* \* \*

我々のコメントが、当プロジェクトにおける IASB の今後の審議に貢献することを期待する。

関 口 智 和  
企業会計基準委員会 常勤委員